

指定管理者制度活用の基本方針

制定	平成17年	1月	6日
改正	平成19年	10月	30日
	平成20年	5月	15日
	令和5年	4月	1日
	令和6年	4月	1日

1. 基本方針の目的及び位置づけ

限られた行財政資源の中で、効果的・効率的な区政運営及び区民サービスの向上の両面を図っていく上で、様々なノウハウを有する民間事業者等との連携は欠かせません。区においては、公の施設の管理運営について、平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者等が持つノウハウや専門性などを活用することにより、施設で実施する事業の充実を図るとともに、多様化する区民ニーズへより効果的・効率的な対応を図り、区民サービスの向上と効率的な施設運営に取り組んでいるところです。今後も、施設のあり方や管理運営方法などの検討を行い、施設の設置目的に沿って適切なコストでサービスの質の維持・向上が可能なものは、行政の責任を担保するための適切な仕組みを確保しながら指定管理者制度を運用していきます。

本方針は、指定管理者制度の運用にあたり、制度を最も効果的に活用するため、その対応についての基本的な考え方をまとめたものであり、指定管理者制度を活用する施設については、本方針を踏まえるものとします。また、本方針の内容については、指定管理者制度の運用の実態を踏まえ、適宜見直しを図っていくものとします。

2. 制度活用の基本的考え方

指定管理者制度の活用にあたっては、公の施設に対する区民のニーズに応えるため、管理運営に民間事業者等の持つ技術やノウハウをこれまで以上に活かしていきます。また、制度の活用を通じて、区総体としても住民サービスの向上と経費の効率的な活用を図っていきます。

そのための制度活用の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

- ① 施設ごとに「住民サービスの向上」と「経費の効率的な活用」を図る。
- ② 民間事業者等を広く積極的に活用していく。
- ③ 事業者の選定時や事業実施後など、適切な評価を行う。
- ④ 指定管理者による管理であっても、区は公の施設の設置者として、区民に対し施設の責任を負っていく。

3. 導入の進め方

区の公の施設については、社会経済状況の変化や区民ニーズを的確に捉えて、各施設のあり方やその目指す方向を明らかにしていきます。その上で、管理運営方法として指定管理者制度が適当である施設については、段階的に制度の活用を図ります。

4. 指定管理者の選定の考え方

(1) 選定の方法

制度の趣旨を活かし、原則公募により選定します。その際には、事業者から施設で実施する事業の企画などの提案を受ける提案型も取り入れていきます。

なお、施設の設置目的から指定管理者となる事業者が限定される場合などは、事業計画書等の評価を行ったうえで、公募によらず特命による選定も可とします。

また、公募に際しては、十分な期間を設定し、施設の詳細な情報を提供するとともに、必要

に応じて説明会や現地説明会を開催していきます。

※1 「特命による選定」とは、公募によらず、区が指名する特定の事業者を選定することをいいます。

(2) 選定のための評価基準

「住民サービスの向上」と「経費の効率的な活用」を総合的に評価した上で判断し、指定管理者を選定することになります。

区は、区民と事業者双方に対して説明責任を果たせるよう、公平・公正な選定のための評価基準を作成します。

施設で実施する事業は様々ですが、その違いにかかわらず、次の事項を考慮して選定のための評価基準を作成します。

- ① 提供する事業の内容・効果や管理経費など評価項目については数値化する。
- ② 事業者の行政における実績のみにとらわれず、事業者の有する経営資源や運営ノウハウを考慮する。
- ③ 施設の設置目的に沿って、施設ごとに評価項目のどこに重点を置くかを定める。(これは、人的なサービスが中心となる施設、事業企画が中心となる施設、及び維持管理が中心となる施設(自転車駐車場等)など、施設で実施する業務内容によって、評価の項目や着眼点が異なるためです。)

(3) 選定体制

公平・公正な評価を行って指定管理者を選定していくため、次のような体制を基本とする選定組織を設置します。

- ① 公募を行う施設で、専門的な視点などからの評価が必要な場合や、公募によらず選定する場合は、学識経験者など第三者による、又は第三者を加えた「指定管理者選定評価委員会」を設置します。
- ② 公募を行う施設で専門的な視点などからの評価が特に必要でない場合は、内部の組織として「指定管理者選定評価委員会」を設置することも可とします。なお、内部の組織とする場合は、必要に応じて外部有識者などをアドバイザーとして活用します。

(4) 公募の特例

既に指定管理者制度を導入し、指定期間の満了を迎える施設の中には、同一の指定管理者を引き続き選定することにより、より高い効果が期待でき事業の継続性や安定性が発揮され、利用者サービスが向上する場合があります。そうした場合に限り特例として公募を行わず、継続して選定することも可とします。

継続とする場合は、指定期間満了を迎える前の適切な時期に(3)の選定体制を準用した評価組織を設置し、以下の事項について総括的な評価を行い、その結果に基づき決定します。

- ① 指定期間中の運営評価結果の状況(利用者満足度の状況を含む)
- ② 施設の事業内容(人的サービス中心、事業企画中心など)の特性から求められる要素(安定性、継続性、計画性など)の重要度
- ③ 次期指定期間中の事業計画、収支予算計画の評価結果
- ④ その他、施設の実情に応じ判断する上で必要な事項

なお、継続して選定する場合はその理由を明らかにし、透明性の確保を図ります。

(5) 貸室のあり方見直しに伴う特例

令和7年度の貸室のあり方見直しに伴い、住区会議室、中小企業センター及び勤労福祉会館（以下「住区会議室等」という。）については、令和6年度からの指定期間中に設置根拠となる条例が変更となることから、区民交流活動室（仮）に係る指定をあらためて行う必要があります。貸室のあり方見直しを円滑に実施し、施設サービスに支障を生じさせることのないよう対応する観点から、区民交流活動室条例（仮）の指定管理者には、住区会議室等の指定期間中に限り、住区会議室等と同一の指定管理者を指定することができることとします。

5. 指定手続等に関する基本事項

(1) 条例の制定（改正）

事業者の申請方法、指定管理者の選定基準、施設の管理基準、業務の範囲などを区の条例で定める必要があります。

規定する内容は、施設の性質や実施する事業の内容などにより異なること、また、それぞれの設置条例で一貫性を持って分かりやすく条項を整理するのが望ましいことなどから、個別の施設の設置条例に、指定管理者制度の活用に必要な事項を規定することとします（既設の条例の場合は改正）。

(2) 管理業務の範囲

施設ごとに実施する事業を明確にし、指定管理者が行う管理業務の範囲を定めます。また、これに基づき、詳細な仕様を作成します。

(3) 指定期間

指定期間については、施設で実施している事業内容に応じた適切な期間としていく必要があります。区民サービスの安定及び向上を図るとともに、指定管理者の運営のノウハウを活用し一定の成果を得ていくため、指定期間は5年を原則とします。

ただし、特に利用者との信頼関係の構築に時間を要する施設で、長期的に安定したサービスの提供が求められる施設については、10年までの範囲で適切な期間を設定することも可とします。

(4) 利用料金制

区が条例で定める施設の利用料金（使用料等）の範囲内で指定管理者が料金を定められるようにし、利用料金（使用料等）を自らの収入とすることで、運営に一定の自由度を与え、民間事業者の意欲やノウハウを活かし、より一層の住民サービスの向上や経費の削減ができる可能性があります。

このため、相当額の料金収入があり、サービスの向上が期待できるなど効果が認められる施設については利用料金制の導入を図ります。

※2 利用料金制とは、条例で定める施設の利用料金（使用料等）の範囲内で、指定管理者が区の承認を受けて料金を定め、自らの収入とすることができる制度です（地方自治法第244条の2の第8、9項による）。

(5) 個人情報保護

指定管理者制度では管理権限が委任されるため、指定管理者は区と同等に個人情報保護を図ることが必要となります。

このため、個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込

む等、個人情報 の適正な管理及び安全保護を図るために必要な措置を講じます。

(6) 包括協定及び単年度協定の締結

指定議決後は、仕様書や事業計画書に基づいて、指定管理者への委託費の支払いや管理の細目等について協定を締結していきます。

協定の締結に際して、経費を複数年度予め確定しておくことは、財政的にメリットがありますが、反面状況変化に対応できないというデメリットもあります。そのため、包括的な指定期間内にわたる協定と、経費の詳細などを定める単年度協定とに分けて定め、その両方の協定を締結していきます。

(7) 指定管理者の継続的評価

指定管理者による管理の実施状況については、当初の提案内容どおりに実施されたか、それにより適切な住民サービスが提供されているかなどを毎年度継続的に評価していきます。

なお、その際に実施サービスの第三者評価など既存の評価制度を活用していきます。

評価体制は、指定管理者による管理の実施状況を客観的に評価していくため、次のような体制を基本とする評価組織を設置します。

- ① 公募により指定管理者を選定した施設で、専門的な視点などからの評価が必要な場合や、公募によらず指定管理者を選定した場合は、学識経験者などの第三者による、又は第三者を加えた「指定管理者運営評価委員会」を設置します。
- ② 公募により指定管理者を選定した施設で、専門的な視点などからの評価が特に必要でない場合は、内部の組織として「指定管理者運営評価委員会」を設置することも可とします。
なお、内部の組織とする場合は、必要に応じて外部有識者などをアドバイザーとして活用します。

6. 導入に向けての留意事項

(1) 実施方針の策定等

指定管理者制度に移行する施設については、本方針に基づき、円滑かつ効率的に進めていくため、施設ごとの具体的な対応に関して、実施方針を策定していきます。

(2) 公民連携による民間活用の推進

指定管理者制度をはじめ、民間活用には様々な手法があり、公民連携の推進にあたっては、関連する法制度や新たな民間活用手法などを注視しながら、より効果的な事業実施に向けて取組を進める必要があります。引き続き公の施設のあり方等を検討し、施設ごとにより効果的・効率的な管理運営方法を活用していきます。

7 P F I 方式等事業に関する特例

(1) 指定管理者の選定

項番4(1)選定方法について、P F I 方式等により実施する事業(以下「P F I 事業等」という。)において整備する施設の場合は、その契約相手方である事業者(以下「P F I 等事業者」)を、公募によらず指定管理者として選定することを可とします。

(2) 指定期間

項番5(3)指定期間について、P F I 事業等において指定管理者制度を活用する場合は、P F I 事業等の期間に合わせた指定期間を定めることを可とします。

(3) 協定の締結

項番5(6)包括協定及び単年度協定の締結について、協定は、P F I 事業等の契約書と

整合性を図り、調整を行いながら作成、締結することとします。

なお、P F I 事業等において期間中の債務負担行為を設定する場合は、各年度の指定管理料を適切に定めることを前提として、単年度協定の締結は省略することを可とします。

(4) 指定管理者の継続的評価

P F I 等事業者に対する業績監視（モニタリング）の結果を踏まえつつ、項番 5（7）の方法に準じて継続的評価を行います。

(5) 実施方針の策定

項番 6（1）実施方針の策定について、P F I 事業等において施設の管理運営を行う者を指定する場合は、P F I 事業等に係る事業者選定等の中で、指定管理者制度導入にあたって必要な事項を定めることから、実施方針の策定は省略することを可とします。